

第 3 編

直下型地震対策編



目 次

第3編 直下型地震対策編

第1章 総則	3- 1
第1節 計画の性格	3- 1
第2節 被害想定	3- 1
第2章 災害予防	3- 5
第1節 活断層変位による災害予防対策	3- 5
第2節 その他予防対策	3- 6

第1章 総則

第1節 計画の性格

本編に定めのない事項については、「共通対策編」または「南海トラフ地震対策編」に定めるところによるものとする。

第2節 被害想定

第1 徳島県域における主な活断層

徳島県には、讃岐山脈南縁部に「中央構造線断層帯」が縦断しており、讃岐山脈南縁東部または讃岐山脈南縁西部を震源とする直下型地震の発生確率は30年以内で、それぞれ1%以下またはほぼ0～0.4%で、国の「主な活断層における相対的評価」は「Aランク（やや高い）」に区分されている。

県は平成29年に3月に「徳島県中央構造線・活断層地震による震度分布図及び液状化危険度分布図」並びに「徳島県に影響を及ぼす中央構造線断層帯（讃岐山脈南縁）以外の8活断層震度分布図」、同年7月には「徳島県中央構造線・活断層地震被害想定」を公表している。

第2 徳島県中央構造線・活断層地震被害想定

1. 目的

中央構造線・活断層地震が発生した際の、人的・建物被害の様相を明らかにし、本町住民の命を守るため、効果的な防災・減災対策を検討するための基礎資料とする。

あわせて、ライフライン・交通施設・生活支障等の被害を明らかにすることにより、早期の復旧・復興に向けた行政・事業者等が行うべき具体的な防災・減災対策を検討するための基礎資料とする。

さらには、具体的な被害軽減効果を示すことで、防災・減災対策の必要性について、理解を深め、町民一人ひとりをはじめ、地域や事業者、行政等が取組を進めることを目的とする。

2. 被害想定

徳島県の徳島県中央構造線・活断層地震被害想定結果を以下に示す。

地震発生時の想定ケースは、以下の3区分で設定されている。

- ◇ 冬深夜…就寝中で、家屋倒壊による被災者の危険性が高く、また津波からの避難も遅れる。
- ◇ 夏12時…就業時で、自宅外で被災するおそれがあるが、老朽化した木造住宅での被災者は、冬深夜よりも少なくなる。
- ◇ 冬18時…住宅・飲食店等での火気使用時間帯が多くなるケース。

第3編 直下型地震対策編

第1章 総則 第2節 被害想定

(1) 建物被害

建物の全壊数、半壊数、焼失数はいずれも若干数と想定されている。

(2) 人的被害及び影響

また、死者数、負傷者数（重傷者含む）、避難者数、避難所生活となるよう配慮者数、応急仮設住宅必要数、入院が必要となる者の人数は、いずれも若干数と想定されている。

(3) 災害廃棄物

災害廃棄物の発生量は若干数と想定されている。

(4) ライフライン被害

ライフライン被害（上水道）冬18時

給水人口 (人)	復旧対象 給水人口 (人)	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後	
		断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)
4,500	4,500	1	50	1	60	0	0	0	0

ライフライン被害（電力）冬18時

電灯軒数	復旧対象 電灯軒数	直 後		1日後	
		停電率 (%)	停電軒数	停電率 (%)	停電軒数
3,200	3,200	11	350	2	70

ライフライン被害（固定電話）冬18時

回線数	復旧対象 回線数	直 後		1日後	
		不通率 (%)	不通 回線数	不通率 (%)	不通 回線数
2,000	2,000	11	220	2	40

※断水率=断水人口/給水人口

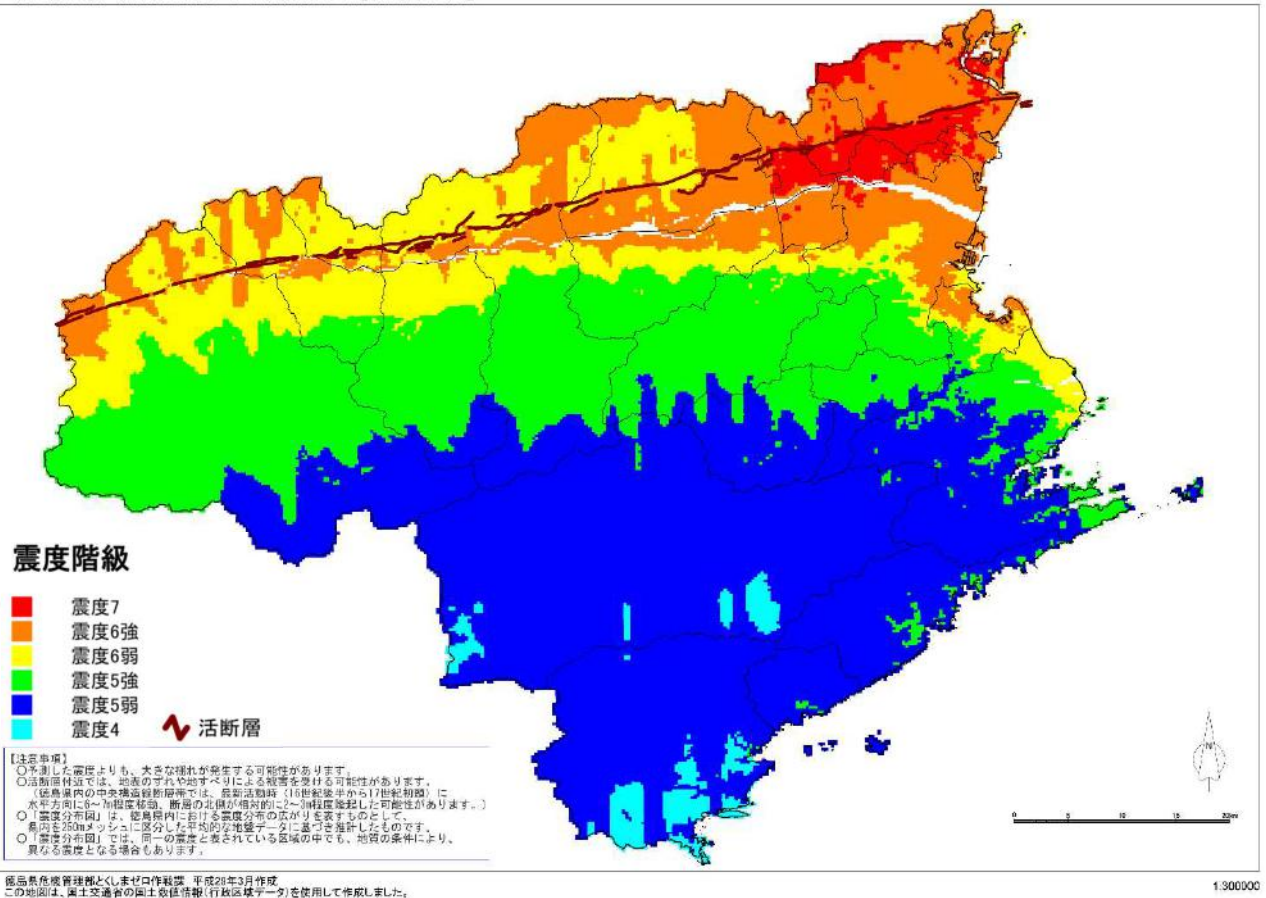
復旧対象人口は、火災により焼失した需要家に相当する断水人口を除く
数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある

(5) 孤立集落

牟岐沖の出羽島（牟岐浦字出羽島）が孤立集落となる可能性がある。

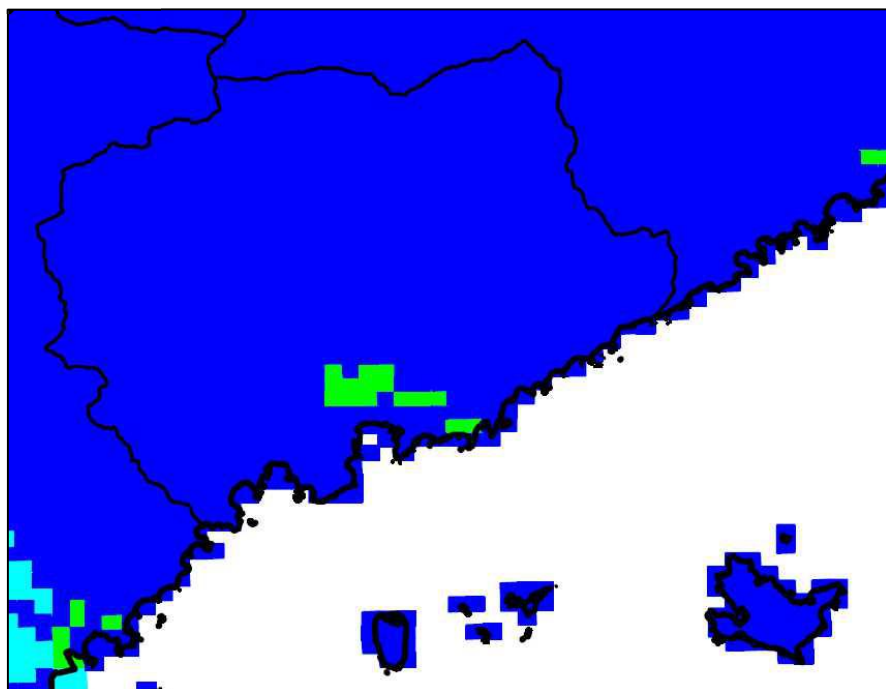
中央構造線・活断層地震による震度分布図

中央構造線・活断層地震による震度分布図【徳島県想定】



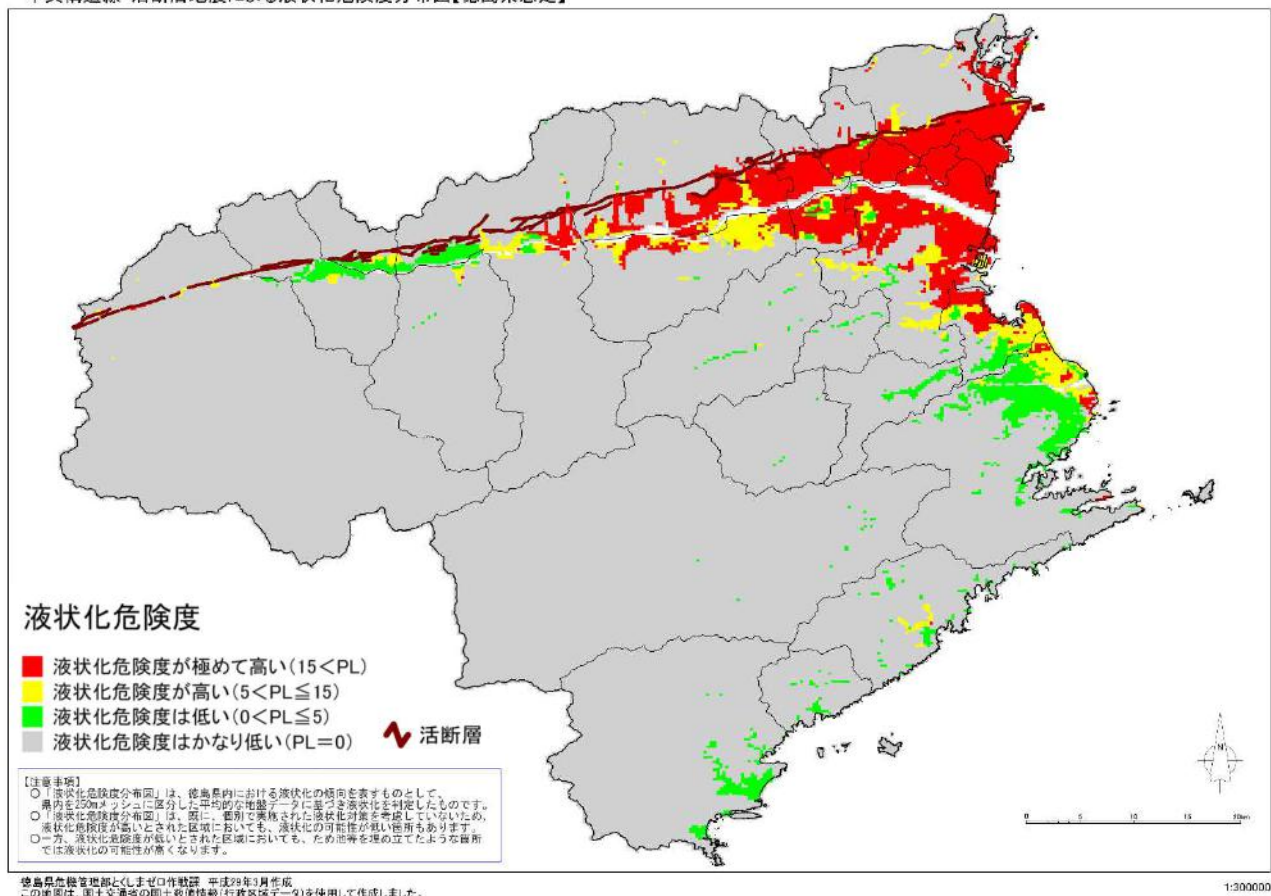
（出典：徳島県防災・危機管理情報安心とくしま）

拡大図



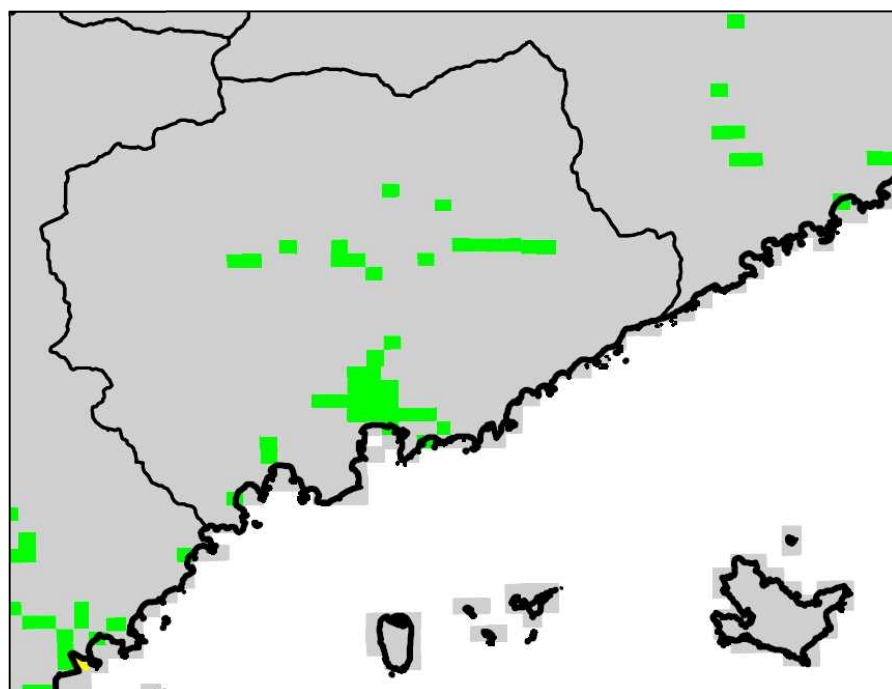
中央構造線・活断層地震による液状化危険度分布図

中央構造線・活断層地震による液状化危険度分布図【徳島県想定】



(出典：徳島県防災・危機管理情報安心とくしま)

拡大図



第2章 災害予防

第1節 活断層変位による災害予防対策

【産業課、建設課、総務課】

第1 県が実施する災害予防対策

徳島県では、阿讃山地南縁に、活断層である「中央構造線」が分布し、発生確率は極めて低いものの、発災時には甚大な被害が予測されている。

したがって、当活断層のズレ発生にともなう被害予防のため、県では以下に記す「土地利用の適正化」方針を規定した（徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例、平成25年5月、徳島県）。

土地利用適正化の内容

- ◇ 活断層の調査が必要な区域を特定活断層区域として指定する。
- ◇ 多数の人が利用する建築物、及び危険物を貯蔵する施設の建築等にあつては、事業者が活断層調査を実施し、活断層直上を避けた築造とする。
- ◇ 特定活断層調査区域の建築物所有者が、特定活断層区域外に移転する場合は、土地利用に関する規制緩和を行う。

第2 本町の活断層

『〔新編〕日本の活断層 ― 分布図と資料、活断層研究会編、東京大学出版会、1991年12月1日』によると、本町で活断層の疑いのあるリニアメント（※注）は、4条（Lini1～Lini4）存在している。なお、本町のリニアメントの位置図は、第1編 第1章 第2節「地勢、地質及び気象」のP.1-9に掲載の図「本町の地質構造」を参照とする。

※注 リニアメント

空中写真で地表に認められる直線的な地形の特徴（線状構造）で、侵食・堆積などのほか、断層や節理などの地下の地質構造が反映されたものがあり、災害予測等に利用される

第3 災害予防対策

上述した参照先の図「本町の地質構造」で示したLini1西端では、1789年5月11日にマグニチュード（M=）7.0の直下型地震（寛政の地震）があり、被害は阿南市で寺院や町屋が被災したと伝えられているが、本町での被害状況は明らかではない。

また、4条のリニアメントとも、県の特定活断層調査区域には該当していない。

ただ、当リニアメント線上での、大規模施設あるいは危険物施設築造等にあつては、震災対策予防措置の指導を推進し、災害予防対策を図ることも考慮の対象とする。

第2節 その他予防対策

【各課】

第1 建築物等の耐震化

第2編 第2章 第1節「建築物等の耐震化」参照

第2 都市防災機能の強化

第2編 第2章 第2節「都市防災機能の強化」参照

第3 地盤災害等予防対策

第2編 第2章 第3節「地盤災害予防対策」参照

第4 水道施設の整備

第2編 第2章 第5節「水道施設の整備」参照

第5 危険物等の災害予防対策

第2編 第2章 第6節「危険物等の災害予防対策」参照

第6 避難対策の充実

第2編 第2章 第7節「避難対策の充実」参照

第7 火災予防計画

第2編 第2章 第8節「火災予防対策」参照

第8 牟岐町業務継続計画（BCP）

第2編 第2章 第9節「牟岐町業務継続計画（BCP）」参照

第9 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

第2編 第2章 第11節「地震防災緊急事業五箇年計画の推進」参照

第10 地震災害に関する調査研究

第2編 第2章 第12節「地震災害に関する調査研究」参照